



報道関係者 各位

平成27年7月30日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部健康課

健康課長 林 敏明

労働衛生専門官 鹿島 篤

(電話)052-972-0256

## 平成 27 年メンタルヘルス対策の自主点検結果 ～メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は 82.2%～

愛知労働局（局長 藤澤 勝博）は、平成 27 年 6 月に愛知県の規模 100 人以上の全事業場（3,993 事業場）を対象に自主点検を実施しました。（提出率 75.8%）

この自主点検は、第 12 次労働災害防止計画の「メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 8 割以上とする」の目標を達成するため、事業場のメンタルヘルス対策の取り組みを促進することと併せて、昨年の労働安全衛生法の改正により創設された「ストレスチェック制度」（平成 27 年 12 月 1 日施行）の周知を図るために実施したものです。

このほど、回答のあった事業場の結果をまとめましたので公表します。

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は 82.2%。
  - 3 年間（平成 24 年から平成 26 年）にメンタルヘルス不調により 1 ヶ月以上休業した労働者や退職者がいた事業場の割合は 61.8%。
  - 同 3 年間のメンタルヘルス不調者数の全労働者数に対する割合は 1.4%。
  - 平成 27 年 12 月 1 日から義務化されるストレスチェック制度を知っているとするとする事業場の割合は 93.9%。ストレスチェック実施の準備をしているとするとする事業場の割合は 46.2%。
- （その他詳細は別紙 1 参照）

◎愛知労働局の今後の主な対応（別紙 2 参照）

- ① メンタルヘルス対策推進計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定し、計画的に自主点検、集団指導、個別指導等を実施することにより、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 80%以上とすることを目標として取り組む。
- ② 11 月 20 日の産業保健セミナーの説明会及び 9 月から 12 月までに各署で実施する説明会等において、ストレスチェック制度の周知と併せてメンタルヘルス対策の推進を図る。
- ③ 啓発用ちらし「メンタルヘルスケアに取り組みましょう」を中小規模事業場に対して配布し、メンタルヘルス対策の取り組みを促進する。
- ④ メンタルヘルス対策の取り組み方が分からない事業場等に対し、愛知産業保健総合支援センターの利用促進を図る。

対象事業場数	提出状況			①3年間にメンタル不調による休業・退職者			②ストレスチェックの義務化			③メンタルヘルス対策の取り組み		④メンタルヘルス推進担当者選任		⑤衛生委員会審議		⑥4つのケアの実施状況			
	提出	未提出	その他	いる		いない	知っている			取組済	未取組	いる	いない	している	していない	セルフケア	ラインによるケア	スタッフによるケア	事業場外資源によるケア
				メンタル不調者			準備済	これから準備	知らない										
3,993	3,025	963	5	1,869	13,192	1,119	1,399	1,444	174	2,488	517	1,561	915	1,755	719	1,689	1,752	1,666	1,030
	75.8%	24.1%	0.1%	61.8%	1.4%	37.0%	46.2%	47.7%	5.8%	82.2%	17.1%	51.6%	30.2%	58.0%	23.8%	55.8%	57.9%	55.1%	34.0%
発送数	対象事業場に対する割合			93.9%															
				提出事業場（3025）の割合（メンタル不調者の率は全労働者に対するもの）															

⑦行っているメンタルヘルス対策（複数回答）								⑧取り組まない理由（複数回答）				⑨今後の取組予定			⑩支援希望	
相談窓口の設置	職場環境の把握	気づきの支援	管理者への支援	就業上の配慮	復帰支援	ストレスチェック	健康づくり計画	必要性感じない	該当者がいない	専門家がない	取り組み方分らない	検討中	取組予定	予定なし	有	無
1,979	1,441	1,265	1,471	1,913	1,583	895	564	20	115	239	219	397	82	32	679	2,044
65.4%	47.6%	41.8%	48.6%	63.2%	52.3%	29.6%	18.6%	3.9%	22.2%	46.2%	42.4%	76.8%	15.9%	6.2%		
提出事業場の割合								未取組事業場（517）の割合						愛知産業保健総合支援センターによる支援		

# 愛知労働局メンタルヘルス対策推進計画

目標 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
推進計画	計画策定(6月)	推進→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	取組結果の取りまとめ
自主点検①	100人以上の事業場(5月) 約4000	点検結果の取り纏め・公表(8月)			50~99人の事業場 約4500	点検結果の取り纏め・公表						取組状況未確認事業場
集団指導②			未報告、未取組事業場(9月~12月)				未報告、未取組事業場			未取組事業場		
個別指導(他の重点対象を含む)		未取組事業場(自主点検結果ほか)	→通年	→	→	→	→	→	→	→	→	→
監督指導(他の重点対象を含む)	→通年	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
啓発用リーフレット③	作成(4月) →通年配布(監督・個別指導時)	→	→	→	→	→	→	→	→	取組事例集の作成	→	→
産業保健総合支援センターの活用④	→通年 支援を希望する未取組事業場を紹介	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
ストレスチェック制度の周知等	医師、保健師に対する研修→		集団指導衛生週間説明会(9月)	ストレスチェック制度開始(12月1日)			集団指導衛生週間説明会(9月)					
※ ストレスチェックは施行日の平成27年12月1日より1年以内に1回実施。												